

岩手県告示第699号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
一関市国民健康保険藤沢病院	一関市藤沢町藤沢字町裏52番地 2	平成23年 9 月26日
リリィ薬局藤沢店	一関市藤沢町藤沢字町裏180番地 2	平成23年10月 1 日
平田診療所	釜石市大字平田第 5 地割84番地 5	”
とうごう薬局	陸前高田市竹駒町字細根沢 2 番地 4	平成23年11月 1 日
とうごう薬局大船渡店	大船渡市猪川町字中井沢23番地 1	”
つくし薬局東館店	遠野市東館町 8 番 6 号	”